

# 建設工事積算基準

令和4年度  
(令和4年9月1日改訂)

(第1回改正済)

堺市建設局

(本資料の取扱い)

本資料は、堺市建設局が発注する工事・委託業務の積算に適用しています。  
なお、本資料の内容に関する質問はできませんので、予めご了承ください。

(目次)

1 . 土木工事等の積算における積算基準・設計単価等について . . . . .	1-1
2 . 土木工事標準積算基準書等の読替え規定 . . . . .	1-3
2-1 . 土木工事標準積算基準書（共通編） . . . . .	1-3
2-2 . 土木工事標準積算基準書（河川編・道路編） . . . . .	1-6
2-3 . 機械設備工事積算基準 . . . . .	1-7
2-4 . 土木工事標準積算基準書（電気通信編） . . . . .	1-20
2-5 . 電気通信施設点検業務積算基準（案） . . . . .	1-27
2-6 . 電気通信施設運転監視業務積算基準（案） . . . . .	1-28
3 . 設計業務等標準積算基準書・同参考資料の読替え規定 . . . . .	1-29
4 . 材料単価等の取扱いについて . . . . .	1-35
5 . 業務歩掛を見積によって決定する場合 . . . . .	1-40
6 . 土木工事等における設計変更の取扱い . . . . .	1-41
7 . 土木工事等における工期設定 . . . . .	1-43
8 . 週休2日制工事工事における経費補正 . . . . .	1- 52

## 1. 土木工事等の積算における積算基準・設計単価等について

堺市建設局が発注する土木工事・業務等における設計金額(予定価格の基礎となる額)の算定は、原則として下表-1、2の積算基準(本編を含む)及び設計単価によるものとする。

各積算基準・設計単価等が途中改訂された場合には、正誤関係については適宜適用し、改正関係は別途通知により適用するものとする。

なお、上記によりがたい場合は別途考慮できるものとし、積算の考え方等について入札参加者等への明示に努めるものとする。また、各発注案件の積算時点である「単価適用年月日」についての明示に努めるものとする。

(表-1)積算基準

種別	基準	適用時期	公表状況
① 全般	・建設工事積算基準 ・建設工事積算基準[別冊]	当該年度の基準書を、当該年度9月1日から適用  (当該年度の基準がない場合は最新版とする。)	・堺市ホームページ
② 土木工事等(共通/河川/道路/公園)	・土木工事標準積算基準書(共通編)(※注) (国土交通省)		・市販本
	・土木工事標準積算基準書(河川・道路編) (国土交通省)		・市販本
	・公園緑地工事標準歩掛(国土交通省都市局)		・国土交通省ホームページ
③ 設備工事等[プラント設備工事(下水・船舶除く)・プラント設備補修工事(下水)・設備設計等]	・機械設備工事積算基準(国土交通省) [土木工事標準積算基準書(機械編)(国土交通省)]		・市販本
	・土木工事標準積算基準書(電気通信編)(国土交通省)		・市販本
	・電気通信施設設計業務積算基準(国土交通省) ・電気通信施設点検業務積算基準(案)(国土交通省) ・電気通信施設運転監視業務積算基準(案)(国土交通省)		・国土交通省ホームページ
④ 測量・地質調査・設計業務等	・設計業務等標準積算基準書/設計業務等標準積算基準書(参考資料)(国土交通省)	・市販本	

(※注)土木工事標準積算基準書(共通編)のうち、「第Ⅶ編 土木工事標準単価及び市場単価」の内容については、当該年度の基準改正内容を、当該年度4月1日以降から適用することがある。

(表-2)設計単価

単 価	適用時期	公表状況	摘 要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事設計労務単価</li> <li>・設計業務委託等技術者単価</li> <li>・機械電気設備工事関係労務単価</li> <li>・機械電気設備点検整備等業務関係労務単価</li> </ul>	当該年度の単価を、通知日から適用	・堺市ホームページ	・国土交通省単価
<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料単価・賃料等 (物価資料単価)</li> </ul>	積算時点月号の単価 例)積算時点が4月1日の場合、4月号	・刊行物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価資料単価 (「Web 建設物価((一財)建設物価調査会)」、 「積算資料電子版((一財)経済調査会)」)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場単価</li> <li>・土木工事標準単価 (物価資料単価)</li> </ul>	積算時点季号の単価 例)積算時点が4月の場合、春号	・刊行物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価資料単価 (「土木コスト情報((一財)建設物価調査会)」、 「土木施工単価((一財)経済調査会)」)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械等損料表</li> </ul>	当該年度の単価を、原則当該年度9月1日から適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刊行物</li> </ul>	・国土交通省単価
<ul style="list-style-type: none"> <li>・測量・地質調査関係単価</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市ホームページ</li> </ul>	—

## 2. 土木工事標準積算基準書等の読替え規定

堺市建設局の積算において、国土交通省の・土木工事標準積算基準書（（共通編）・（河川・道路編）・（電気通信編））、及び機械設備工事積算基準を適用するにあたっては、次のとおり記載内容を読替えて適用するものとする。

土木工事標準積算基準書(共通編)(国土交通省)記載内容	堺市建設局における読替え内容
<p>第1章 総則</p> <p>適用範囲等</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本運用は、国土交通省直轄の河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。</p> <p>2. 基準の適用</p> <p>工事費の積算における基準は、原則として、<u>入札時(入札書提出期限日)</u>における最新の基準を適用する。</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>直接工事費</p> <p>1. 材料費</p> <p>(2) 価格</p> <p>(略)</p> <p>2. 歩掛</p> <p>ただし、変更積算時は施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>適用範囲等</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本運用は、<u>堺市建設局</u>の河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。</p> <p>2. 基準の適用</p> <p>工事費の積算における基準は、原則として、<u>積算時</u>における最新の基準を適用する。</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>直接工事費</p> <p>1. 材料費</p> <p>(2) 価格</p> <p><u>別途定めた「材料単価等の取扱いについて」による。</u></p> <p>2. 歩掛</p> <p>ただし、変更積算時は施工者より見積りを徴収し、<u>必要であれば比較見積りを徴収する等して</u>妥当性を確認した上で採用する。</p>

<p>5. 諸雑費及び端数処理</p> <p>(2) 端数処理</p> <p>1) 単価表の各構成要素の数量 × 単価 = 金額は小数第2位までとし、<u>3位以下は切り捨てる。</u></p> <p>また、内訳書の各構成要素の数量 × 単価 = 金額は1円までとし、<u>1円未満は切り捨てる。</u></p> <p>3) 土木工事標準単価は、同工種が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」,「積算資料(土木施工単価)」)の両方に掲載されている場合は、<u>その平均価格(小数点第1位四捨五入)</u>とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。</p> <p>6) 工事価格は、<u>10,000円</u>単位とする。工事価格の <u>10,000円</u>単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の <u>10,000円</u>未満の金額を除いた額を計上する。</p>	<p>5. 諸雑費及び端数処理</p> <p>(2) 端数処理</p> <p>1) 単価表の各構成要素の数量 × 単価 = 金額は<u>1円</u>までとし、<u>1円未満は切り捨てる。</u></p> <p><u>ただし、施工パッケージ型積算方式による積算単価は、単価表内において有効数字4桁(5桁目以降切り上げ)とし、その単価を内訳書へ代入する際には小数第2位未満は切り捨てる。</u></p> <p>3) 土木工事標準単価は、同工種が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」,「積算資料(土木施工単価)」)の両方に掲載されている場合は、<u>安価な方を採用し</u>、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。</p> <p>6) 工事価格は、<u>1,000円</u>単位とする。工事価格の <u>1,000円</u>単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の <u>1,000円</u>未満の金額を除いた額を計上する。</p>
<p>② 間接工事費</p> <p>2. 共通仮設費</p> <p>2-2 運搬費</p> <p>(1) 運搬費の積算</p> <p>4) 建設機械等の運搬基地</p> <p>運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案のうえ決定するものとする。</p>	<p>② 間接工事費</p> <p>2. 共通仮設費</p> <p>2-2 運搬費</p> <p>(1) 運搬費の積算</p> <p>4) 建設機械・<u>仮設材</u>等の運搬基地</p> <p><u>運搬基地は、最寄りの区役所を拠点とし、工事現場(現場中間地点)までの運搬距離を算定する。ただし、最寄りの区役所では実態にそぐわないときは別途考慮する。</u></p>

土木工事標準積算基準書(共通編)(国土交通省)記載内容	堺市建設局における読替え内容
<p>第 4 章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の減額となる場合の運用について</p> <p>④ 工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の運用について (略)</p> <p>⑤ 工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の運用の拡充について</p> <p>⑥ 請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の運用について</p>	<p>第 4 章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の減額となる場合の運用について</p> <p>④ 工事請負契約書第25条第2項(単品スライド条項)の運用について 「堺市工事請負契約書第25条第2項(単品スライド)運用基準」による。</p> <p>⑤ 工事請負契約書第25条第2項(単品スライド条項)の運用の拡充について</p> <p>⑥ 請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約書第25条第2項(単品スライド条項)の運用について</p>
<p>第 11 章 施工箇所が点在する工事の積算</p> <p>① 施工箇所が点在する工事の積算について</p> <p>2. 工事箇所の設定方法及び積算方法</p> <p>(5)共通仮設費及び現場管理費については、施工箇所毎に算出した合計額とする。 (追加)</p> <p style="text-align: center;">I-11-①-1</p>	<p>第 11 章 施工箇所が点在する工事の積算</p> <p>① 施工箇所が点在する工事の積算について</p> <p>2. 工事箇所の設定方法及び積算方法</p> <p>(5)共通仮設費及び現場管理費については、施工箇所毎に算出した合計額とする。 <u>土木工事標準積算基準書(電気通信編)の場合は、機器間接費のうち機器管理費についても施工箇所毎に算出した合計額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">I-11-①-1</p>
<p>第12章 1日未満で完了する作業の積算</p>	<p>適用しない</p>
<p>第13章 総価契約単価合意方式</p>	<p>適用しない</p>

土木工事標準積算基準書(河川編・道路編)(国土交通省)記載内容	堺市建設局における読替え内容
<p>第 編 道路</p> <p>第7章 橋梁工</p> <p>鋼橋製作工</p> <p>2. 材料費</p> <p>2-1 鋼材単価の決定時期</p> <p>鋼材単価は、原則として入札時における市場価格とする。</p>	<p>第 編 道路</p> <p>第7章 橋梁工</p> <p>鋼橋製作工</p> <p>2. 材料費</p> <p>2-1 鋼材単価の決定時期</p> <p>鋼材単価は、原則として積算時における市場価格とする。</p>



頁	国基準【機械設備工事積算基準（土木工事標準積算基準書（機械編））】	堺市建設局読み替え
P5(2・①・1) (IX-1)	<p>第2 適用範囲</p> <p>この積算基準は、<u>各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の治水事業、道路事業等における</u>水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。</p>	<p>第2 適用範囲</p> <p>この積算基準は、<u>堺市建設局における機械設備のうち</u>、水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。</p>
P15(2・①・11) (IX-1)	<p>1 製作原価</p> <p>1-1 直接製作費</p> <p>(3)労務費</p> <p>1) 労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。</p> <p>2) 工数は、各章で定めた値によるものとする。</p> <p>3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、<u>公共事業企画調整課長が別に定めるものとする。</u></p>	<p>1 製作原価</p> <p>1-1 直接製作費</p> <p>(3)労務費</p> <p>1) 労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。</p> <p>2) 工数は、各章で定めた値によるものとする。</p> <p>3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、<u>機械電気設備工事関係労務単価(市ホームページ公表)によるものとする。</u></p>

頁	国基準【機械設備工事積算基準（土木工事標準積算基準書（機械編））】	堺市建設局読み替え
P17(2・①・13) (IX-1)	<p>2 据付工事原価</p> <p>2-1 直接工事費</p> <p>(1) 輸送費</p> <p>1) 輸送費の積算は、表-1・5 による。なお、これにより難しい場合は別途積み上げる。</p> <p>2) 輸送費算定時の出発地は、当該工事における入札参加業者等のうち、<u>輸送距離が最も近い製作所在地とする。</u></p> <p>3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。</p> <p>(2)材料費 (省略)</p> <p>(3)労務費</p> <p>1) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。</p> <p>2) 工数は各章で定めた値によるものとする。</p> <p>3) 機械設備据付工の1日当たりの標準賃金は、<u>公共事業企画調整課長が別に定めるものとする。</u></p> <p>4) 機械設備据付工以外の労務費は、「公共工事設計労務単価」による。 (以下省略)</p>	<p>2 据付工事原価</p> <p>2-1 直接工事費</p> <p>(1) 輸送費</p> <p>1) 輸送費の積算は、表-1・5 による。なお、これにより難しい場合は別途積み上げる。</p> <p>2) 輸送費の距離は、<u>最寄りの区役所を拠点とし、工事現場（現場中間地点）までの距離を算定する。ただし、最寄りの区役所では実態にそぐわない場合は別途考慮する。</u></p> <p>3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。</p> <p>(2)材料費 (省略)</p> <p>(3)労務費</p> <p>1) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。</p> <p>2) 工数は、各章で定めた値によるものとする。</p> <p>3) 機械設備据付工の1日当たりの標準賃金は、<u>機械電気設備工事関係労務単価（市ホームページ公表）によるものとする。</u></p> <p>4) 機械設備据付工以外の労務費は、「公共工事設計労務単価」による。 (以下省略)</p>

頁	国基準【機械設備工事積算基準（土木工事標準積算基準書（機械編））】	堺市建設局読み替え
P35(2・①・31) (IX-1)	<p>[解] 2 据付工事原価</p> <p>2-1 直接工事費</p> <p>(1) 輸送費（修繕工事）</p> <p>1) 修繕工事の輸送費の積算は、表-1 及び表-2 による。なお、これにより難しい場合は別途積上げる。</p> <p>2) 輸送費算定時の出発地は、当該工事における入札参加者等のうち、<u>輸送距離が最も近い製作所在地とする。</u></p> <p>3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。</p>	<p>[解] 2 据付工事原価</p> <p>2-1 直接工事費</p> <p>(1) 輸送費（修繕工事）</p> <p>1) 修繕工事の輸送費の積算は、表-1 及び表-2 による。なお、これにより難しい場合は別途積上げる。</p> <p>2) 輸送費の距離は、<u>最寄りの区役所を拠点とし、工事現場（現場中間地点）までの距離を算定する。ただし、最寄りの区役所では実態にそぐわない場合は、別途考慮する。</u></p> <p>3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。</p>

頁	国基準【機械設備工事積算基準（土木工事標準積算基準書（機械編））】	堺市建設局読み替え
<p>P39(2・①・35) (IX-1)</p>	<p>〔解〕 6 材料費等の価格等の取扱い</p> <p>工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格は、消費税等相当額を含まないものとする。</p> <p>(1) 物価資料、見積り等に掲載される価格等は、消費税込み価格、消費税抜き価格の両者があると考えられるので、消費税を含んでいる場合は、当該額に110分の100を乗じて得られた額を、消費税を含まない価格として扱うものとする。</p> <p>(2) 材料費等</p> <p>材料費の価格については、原則として、<u>入札時</u>における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入に要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。</p> <p>支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、<u>設計時の類似品価格</u>とする。</p> <p>なお、設計単価は、<u>各地方整備局（以下「局」という。）設定単価（局統一単価、県別単価、地区単価をいう。）、局特別調査単価（定期調査）、局特別調査単価（臨時調査）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格又は見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。</u></p> <p>標準歩掛のない労務工数については、材料費と同様に<u>局特別調査単価（臨時</u></p>	<p>〔解〕 6 材料費等の価格等の取扱い</p> <p>工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格は、消費税等相当額を含まないものとする。</p> <p>(1) 物価資料、見積り等に掲載される価格等は、消費税込み価格、消費税抜き価格の両者があると考えられるので、消費税を含んでいる場合は、当該額に110分の100を乗じて得られた額を、消費税を含まない価格として扱うものとする。</p> <p>(2) 材料費等</p> <p>材料費の価格については、原則として、<u>積算時</u>における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入に要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。</p> <p>支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、<u>積算時における市場価格または類似品価格</u>とする。</p> <p>なお、設計単価は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格、<u>資材調査単価（定期調査）、資材調査単価（臨時調査）</u>又は見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。</p> <p>標準歩掛のない労務工数については、材料費と同様に<u>特別調査又は見積り</u>を</p>

<p>調査)、見積りをもとに決定するものとする。</p> <p>また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件から下記により難しい場合は、事前に本局担当課と協議のうえ別途決定する。</p> <p>1) <u>局設定単価による場合</u></p> <p>a. <u>局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、新土木積算システムに登録する単価である。</u></p> <p>2) 物価資料による場合</p> <p>a. <u>1)の方法により難しい場合は、単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の<u>平均値</u>を採用する。ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。</u></p> <p>なお、適用時期は毎月とする。</p> <p>b. 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。</p> <p>ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。</p> <p>3) <u>局特別調査単価（定期調査）による場合</u></p> <p>a. 1)及び2)により難しい場合は、単価の決定は局特別調査単価（定期調査）によるものとする。</p> <p><u>局特別調査単価（定期調査）は、年2回（4月、10月）、本局担当課において決定し、通知する単価である。</u></p> <p>（局特別調査単価（定期調査）とは、本局担当課において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。）</p> <p>4) <u>1)、2)及び3)の方法により難しい場合</u></p>	<p>もとに決定するものとする。</p> <p>また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件から下記により難しい場合は、事前に本庁担当課と協議のうえ別途決定する。</p> <p><b>(削除)</b></p> <p>2) 物価資料による場合</p> <p>a. 物価資料に掲載されている実勢価格の<u>安価な方</u>を採用する。ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。</p> <p>なお、適用時期は毎月とする。</p> <p>b. 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。</p> <p>ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。</p> <p>3) <u>資材調査単価（定期調査）による場合</u></p> <p>a. 1)及び2)により難しい場合は、単価の決定は<u>資材調査単価（定期調査）</u>によるものとする。</p> <p><u>資材調査単価（定期調査）は、原則として年1回（4月）、土木監理課において決定し、通知する単価である。</u></p> <p>（<u>資材調査単価（定期調査）</u>とは、<u>土木監理課</u>において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。）</p> <p>4) 2)及び3)の方法により難しい場合</p>
---	---

<p>a. 1), 2)及び3)の方法により難しい場合は、<u>局特別調査単価</u>（臨時調査）として<u>本局担当課</u>にて調査を行い材料単価を決定するものである。</p> <p>なお、<u>局特別調査単価</u>（臨時調査）は、各事務所において資材価格調査が必要な資材（1 事務所のみにおいて必要なときも含む）について行うものとする。</p> <p>b. なお、1 工事において調達価格（材料単価×使用数量）が <u>100</u> 万円未満の場合、かつ 1 資材の材料単価が <u>10</u> 万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。</p> <p>また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。</p> <p><u>イ) 調達価格（材料単価×使用数量）が、100 万円未満であるか100 万円以上であるかの判断をするために発注担当課長から参考見積りを3 社に依頼し、見積り（100 万円未満、かつ1 資材の材料単価が10 万円未満）又は特別調査単価（100 万円以上、又は1 資材の材料単価が10 万円以上）によるかの判断を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、同一工事の1 資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。</u></p> <p><u>また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積は不要とする。</u></p> <p>ロ) 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。</p> <p>なお、見積価格は、実勢取引価格であることを確認する。</p> <p>ハ) 正式見積りは、原則として3 社以上から徴収する。</p> <p>5) 価格変動が著しい場合</p> <p>主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。</p>	<p>a. 2)及び3)の方法により難しい場合は、<u>資材調査単価</u>（臨時調査）として<u>土木監理課</u>にて調査を行い材料単価を決定するものである。</p> <p>なお、<u>資材調査単価</u>（臨時調査）は、各事務所において資材価格調査が必要な資材（1 事務所のみにおいて必要なときも含む）について行うものとする。</p> <p>b. なお、1 工事において調達価格（材料単価×使用数量）が <u>500</u> 万円未満の場合、かつ 1 資材の材料単価が <u>100</u> 万円未満の場合や、<u>市場性のない材料の場合等</u>は、見積りによって決定することも可能とする。</p> <p>また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ) 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。</p> <p>なお、見積価格は、実勢取引価格であることを確認する。</p> <p>ハ) 正式見積りは、原則として3 社以上から徴収する。</p> <p>5) 価格変動が著しい場合</p> <p>主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。</p>
--	---

頁	国基準【機械設備工事積算基準（土木工事標準積算基準書（機械編））】	堺市建設局読み替え
	<p>10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費</p> <p>(省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費 <b>(等の調整)</b></p> <p>(省略)</p> <p>12 その他</p> <p>12-1 機械設備設計数値基準について</p> <p>機械設備の積算における数値基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>この基準は、「機械設備積算基準」に基づく機械設備の積算に適用するものとする。</p> <p>(2) 数量</p> <p>1) 製作及び据付工数</p> <p>(イ) 標準工数</p> <p>a 標準製作工数（人／t単位、水門設備：人単位）</p> <p>小数点以下第3位を四捨五入し、小数第2位までとする。</p> <p>b 標準据付工数（人／t単位、水門設備：人単位）</p> <p>小数点以下第3位を四捨五入し、小数第2位までとする。</p> <p>(ロ) 総工数（人単位）</p> <p>製作及び据付工数は、「単位止め」とする。</p> <p>(例)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <math display="block">\begin{aligned} \text{標準据付工数} &amp;= (19/\sqrt{93.2+6.2}) \times (1-0.05) \\ &amp;= 7.759 \\ &amp;\approx 7.76 \text{ (人/t)} \end{aligned}</math> </div>

	<p>(追加)</p>	<table border="1" data-bbox="1424 236 2136 459"> <tr> <td>据付工数</td> <td>= 7.76 人 / t × 186.4 t = 1,446.4 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>≒ 1,446 人</td> </tr> <tr> <td>据付工</td> <td>= 1,446 人 × 0.9 = 1,301.4 ≒ 1,301 人</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>= 1,446 人 × 0.1 = 144.6 ≒ 145 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計 1,446 人</td> </tr> </table> <p>(3) 単価</p> <p>1) 労務単価 (円/人)</p> <p>夜間手当、危険手当を含む単価及び冬期補正単価等は、「単位止め」を原則とする。</p> <p>なお、「単位止め」とは、小数点以下第1位を四捨五入することをいう。</p> <p>2) 鋼材単価 (円/kg)</p> <p>1章一般共通 5 1 1-1 (1) 1) 直接材料費に準ずる</p> <p>設計単価は「円止め」とする。「円止め」とは、円未満切り捨てる。</p> <p>ベース価格、エキストラ、スクラップ価格に消費税相当額を含んでいる場合は、当該額に 100/110 を乗じ、消費税相当額を含まない価格として扱うものとする。</p> <p>この場合の数値基準も同様に扱うものとする。</p> <p>3) 機器単体品単価 (円/台・・・)</p> <p>「千円止め」を原則とする。</p>	据付工数	= 7.76 人 / t × 186.4 t = 1,446.4 人		≒ 1,446 人	据付工	= 1,446 人 × 0.9 = 1,301.4 ≒ 1,301 人	普通作業員	= 1,446 人 × 0.1 = 144.6 ≒ 145 人		計 1,446 人
据付工数	= 7.76 人 / t × 186.4 t = 1,446.4 人											
	≒ 1,446 人											
据付工	= 1,446 人 × 0.9 = 1,301.4 ≒ 1,301 人											
普通作業員	= 1,446 人 × 0.1 = 144.6 ≒ 145 人											
	計 1,446 人											



P377(2・⑬・9)

(IX-19)

[解] 第18節 塗装

1 ペイント使用量

ペイント使用量は、表一1を標準とする。

表一1 ペイント標準使用量

[上段：標準使用量 (kg/100m<sup>2</sup>/回)、下段：標準膜厚 (μm)]

(表省略)

第18節 塗装

1 ペイント使用量

ペイント使用量は、表一1を標準とする。

表一1 ペイント標準使用量

[上段：標準使用量 (kg/100m<sup>2</sup>/回)、下段：標準膜厚 (μm)]

(表省略)

(表追加)

塗料名	エアレススプレー塗り			はけ塗り		
	下塗	中塗	上塗	下塗	中塗	上塗
りん酸塩さび止めペイント	17	—	—	15	—	—
	35	—	—	35	—	—
環境対応型タールエポキシ樹脂	25	25	25	23	23	23
脂塗料	80	80	80	80	80	80

頁	国基準【機械設備工事積算基準（土木工事標準積算基準書（機械編））】	堺市建設局読み替え
P383(3・①・1) (IX-20)	第3編 機械設備点検・整備積算基準 第1章 一般共通 1 適用範囲 この基準は、 <u>各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の治水事業、道路事業等</u> における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。 (以下省略)	第3編 機械設備点検・整備積算基準 第1章 一般共通 1 適用範囲 この基準は、 <u>堺市建設局</u> における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。 (以下省略)
P387(3・①・5) (IX-20)	(3) 直接労務費 1) 直接労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。 2) 工数は各機械設備毎の各章によるものとする。 3) 点検整備工の賃金は、 <u>公共事業企画調整課長が別に定める機械設備据付工の日当り賃金</u> とする。 普通作業員の賃金は、 <u>各地方整備局統一単価</u> を適用する。 4) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。 (イ) 積雪寒冷地(豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項に定められた地域)における冬季屋外作業の場合は、必要に応じて労務単価又は歩掛の補正をするものとする。	(3) 直接労務費 1) 直接労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。 2) 工数は各機械設備毎の各章によるものとする。 3) 点検整備工の賃金は、 <u>機械電気設備点検整備等関係労務単価(市ホームページ公表)</u> によるものとする。 普通作業員の賃金は、 <u>公共工事設計労務単価(市ホームページ公表)</u> を適用する。 4) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。 (イ) 積雪寒冷地(豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項に定められた地域)における冬季屋外作業の場合は、必要に応じて労務単価又は歩掛の補正をするものとする。

頁	国基準【機械設備工事積算基準（土木工事標準積算基準書（機械編））】	堺市建設局読み替え
P388(3・①・6) (IX-20)	<p>5) 派遣費</p> <p>(イ) 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。</p> <p>(ロ) 旅費、日当は「<u>国土交通省職員日額旅費支給規則</u>」の旅館に宿泊する場合の2級相当額を標準とする。</p> <p>(ハ) 賃金は、「3-1 (3) 直接労務費」によるものとする。</p> <p>(ニ) 点検整備間接費は、(賃金) × (点検整備間接費率) とし、点検整備間接費率は、表-20・5 のとおりとする。</p> <p>6) 宿泊費</p> <p>宿泊費については、共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「<u>国土交通省職員日額旅費支給規則</u>」の旅館に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は2級相当額を標準とする。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。</p>	<p>5) 派遣費</p> <p>(イ) 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。</p> <p>(ロ) 旅費、日当は「<u>堺市職員の旅費に関する条例</u>」によるものとする。</p> <p>(ハ) 賃金は、「3-1 (3) 直接労務費」によるものとする。</p> <p>(ニ) 点検整備間接費は、(賃金) × (点検整備間接費率) とし、点検整備間接費率は、表-20・5 のとおりとする。</p> <p>6) 宿泊費</p> <p>宿泊費については、共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「<u>堺市職員の旅費に関する条例</u>」によるものとする。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。</p>

頁	国基準【機械設備工事積算基準（土木工事標準積算基準書（機械編））】	堺市建設局読み替え
P391(3・①・9) (IX-20)	<p>4-3 技術調査費</p> <p>技術調査に従事する技術員の旅費，日当，宿泊費，賃金，間接費，一般管理費等の積算は次により積上げるものとする。</p> <p>(1) 旅費，日当，宿泊費は，「<u>国土交通省職員日額旅費支給規則</u>」の旅館に宿泊する場合の3級相当額によるものとする。</p> <p>(2) 技術員の賃金は，点検整備工の賃金に準ずるものとする。</p> <p>(3) 間接費は，「4-1 (7) 点検整備間接費」に準ずるものとする。</p> <p>(4) 一般管理費等は，「4-2 一般管理費等」に準ずるものとする。</p>	<p>4-3 技術調査費</p> <p>技術調査に従事する技術員の旅費，日当，宿泊費，賃金，間接費，一般管理費等の積算は次により積上げるものとする。</p> <p>(1) 旅費，日当，宿泊費は，「<u>堺市職員の旅費に関する条例</u>」によるものとする。</p> <p>(2) 技術員の賃金は，点検整備工の賃金に準ずるものとする。</p> <p>(3) 間接費は，「4-1 (7) 点検整備間接費」に準ずるものとする。</p> <p>(4) 一般管理費等は，「4-2 一般管理費等」に準ずるものとする。</p>

頁	国基準【機械設備工事積算基準（土木工事標準積算基準書（機械編））】	堺市建設局読み替え
P451(4・①・1) (IX-21)	第4編 機械設備設計業務委託積算基準 第1章 一般共通 1 適用範囲 この積算基準は、 <u>各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄事業の治水事業、道路事業等</u> における機械設備に係わる設計業務に適用するものとする。 (以下省略)	第4編 機械設備設計業務委託積算基準 第1章 一般共通 1 適用範囲 この積算基準は、 <u>堺市建設局</u> における機械設備に係わる設計業務に適用するものとする。

頁	国基準【土木工事標準積算基準書（電気通信編）】	堺市建設局読み替え
VII-1	<p>第VII編 積算</p> <p>第1章 総括</p> <p>①適用範囲等</p> <p>1 適用範囲</p> <p>この基準書は、<u>国土交通省直轄の土木事業</u>における電気通信設備を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。</p> <p>ただし、この基準書によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。</p>	<p>第VII編 積算</p> <p>第1章 総括</p> <p>①適用範囲等</p> <p>1 適用範囲</p> <p>この基準書は、<u>堺市建設局</u>における電気通信設備を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。</p> <p>ただし、この基準書によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。</p>
VII-2	<p>第VII編 積算</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>②機器単体費</p> <p>機器単体費の算定は以下によるものとする。</p> <p>(1) 機器単体費は、工事施工にあたっての機器の調達価格（原則として<u>入札時</u>における市場価格）とし、消費税相当額を含まない価格とする。</p> <p>(5) 支給品の価格決定については、官側において調達した機器を支給する場合、現場発生機器を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、<u>設計時</u>の類似品価格とする。</p>	<p>第VII編 積算</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>②機器単体費</p> <p>機器単体費の算定は以下によるものとする。</p> <p>(1) 機器単体費は、工事施工にあたっての機器の調達価格（原則として<u>積算時</u>における市場価格）とし、消費税相当額を含まない価格とする。</p> <p>(5) 支給品の価格決定については、官側において調達した機器を支給する場合、現場発生機器を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、<u>積算時</u>の類似品価格とする。</p>

頁	国基準【土木工事標準積算基準書（電気通信編）】	堺市建設局読み替え
VII-2	<p>第VII編 積算</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>④直接工事費</p> <p>2 材料費</p> <p>(2) 価格</p> <p>価格は、原則として、<u>入札</u>時における市場価格とするものとし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から施工現場までの運賃の合計額とするものとする。</p> <p>支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、<u>設計</u>時の類似品価格とする。</p>	<p>第VII編 積算</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>④直接工事費</p> <p>2 材料費</p> <p>(2) 価格</p> <p>価格は、原則として、<u>積算</u>時における市場価格とするものとし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から施工現場までの運賃の合計額とするものとする。</p> <p>支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、<u>積算</u>時の類似品価格とする。</p>
VII-2	<p>第VII編 積算</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>④直接工事費</p> <p>3 労務費</p> <p>(2) 労務賃金</p> <p>(イ) 技術労務費</p> <p>電気通信技術者及び技術員の賃金をいい、「賃金実態調査単価」とする。</p>	<p>第VII編 積算</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>④直接工事費</p> <p>3 労務費</p> <p>(2) 労務賃金</p> <p>(イ) 技術労務費</p> <p>電気通信技術者及び技術員の賃金をいい、「<u>機械電気設備工事関係労務単価(堺市ホームページ公表)</u>」とする。</p>

頁	国基準【土木工事標準積算基準書（電気通信編）】	堺市建設局読み替え																																																																																																																			
VII-2	<p>第Ⅶ編 積算</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>④直接工事費</p> <p>5 輸送費</p> <p>(1) 機器の輸送費  <u>市場価格によるものとする。</u></p> <p>(2) 鋼構造製作物の輸送費  <u>「土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第2章②2-2運搬費」によるものとする。</u></p>	<p>第Ⅶ編 積算</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>④直接工事費</p> <p>5 輸送費</p> <p>(1) 機器の輸送費</p> <p>(2) 鋼構造製作物の輸送費</p> <p><u>機器及び鋼構造製作物の輸送費については、下表によるものとする。</u></p> <p><b>I 距離制運賃表</b></p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="1279 679 2049 1353"> <thead> <tr> <th>車種別 キロ程</th> <th>小型車 (2 tクラス)</th> <th>中型車 (4 tクラス)</th> <th>大型車 (10 tクラス)</th> <th>トレーラー (20 tクラス)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10km</td><td>14,330</td><td>16,490</td><td>20,790</td><td>25,860</td></tr> <tr><td>20km</td><td>16,020</td><td>18,460</td><td>23,430</td><td>29,290</td></tr> <tr><td>30km</td><td>17,710</td><td>20,430</td><td>26,080</td><td>32,710</td></tr> <tr><td>40km</td><td>19,400</td><td>22,400</td><td>28,720</td><td>36,140</td></tr> <tr><td>50km</td><td>21,090</td><td>24,380</td><td>31,370</td><td>39,570</td></tr> <tr><td>60km</td><td>22,770</td><td>26,350</td><td>34,010</td><td>43,000</td></tr> <tr><td>70km</td><td>24,460</td><td>28,320</td><td>36,650</td><td>46,430</td></tr> <tr><td>80km</td><td>26,150</td><td>30,290</td><td>39,300</td><td>49,860</td></tr> <tr><td>90km</td><td>27,840</td><td>32,270</td><td>41,940</td><td>53,290</td></tr> <tr><td>100km</td><td>29,530</td><td>34,240</td><td>44,590</td><td>56,720</td></tr> <tr><td>110km</td><td>31,220</td><td>36,190</td><td>47,160</td><td>60,040</td></tr> <tr><td>120km</td><td>32,910</td><td>38,140</td><td>49,730</td><td>63,360</td></tr> <tr><td>130km</td><td>34,600</td><td>40,090</td><td>52,300</td><td>66,690</td></tr> <tr><td>140km</td><td>36,290</td><td>42,040</td><td>54,870</td><td>70,010</td></tr> <tr><td>150km</td><td>37,980</td><td>43,990</td><td>57,440</td><td>73,330</td></tr> <tr><td>160km</td><td>39,670</td><td>45,940</td><td>60,010</td><td>76,660</td></tr> <tr><td>170km</td><td>41,360</td><td>47,890</td><td>62,580</td><td>79,980</td></tr> <tr><td>180km</td><td>43,050</td><td>49,840</td><td>65,150</td><td>83,300</td></tr> <tr><td>190km</td><td>44,740</td><td>51,790</td><td>67,720</td><td>86,620</td></tr> <tr><td>200km</td><td>46,430</td><td>53,740</td><td>70,290</td><td>89,950</td></tr> <tr> <td>200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額</td> <td>3,370</td> <td>3,870</td> <td>5,070</td> <td>6,550</td> </tr> <tr> <td>500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額</td> <td>8,430</td> <td>9,680</td> <td>12,670</td> <td>16,370</td> </tr> </tbody> </table>	車種別 キロ程	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)	10km	14,330	16,490	20,790	25,860	20km	16,020	18,460	23,430	29,290	30km	17,710	20,430	26,080	32,710	40km	19,400	22,400	28,720	36,140	50km	21,090	24,380	31,370	39,570	60km	22,770	26,350	34,010	43,000	70km	24,460	28,320	36,650	46,430	80km	26,150	30,290	39,300	49,860	90km	27,840	32,270	41,940	53,290	100km	29,530	34,240	44,590	56,720	110km	31,220	36,190	47,160	60,040	120km	32,910	38,140	49,730	63,360	130km	34,600	40,090	52,300	66,690	140km	36,290	42,040	54,870	70,010	150km	37,980	43,990	57,440	73,330	160km	39,670	45,940	60,010	76,660	170km	41,360	47,890	62,580	79,980	180km	43,050	49,840	65,150	83,300	190km	44,740	51,790	67,720	86,620	200km	46,430	53,740	70,290	89,950	200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,370	3,870	5,070	6,550	500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,430	9,680	12,670	16,370
車種別 キロ程	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)																																																																																																																	
10km	14,330	16,490	20,790	25,860																																																																																																																	
20km	16,020	18,460	23,430	29,290																																																																																																																	
30km	17,710	20,430	26,080	32,710																																																																																																																	
40km	19,400	22,400	28,720	36,140																																																																																																																	
50km	21,090	24,380	31,370	39,570																																																																																																																	
60km	22,770	26,350	34,010	43,000																																																																																																																	
70km	24,460	28,320	36,650	46,430																																																																																																																	
80km	26,150	30,290	39,300	49,860																																																																																																																	
90km	27,840	32,270	41,940	53,290																																																																																																																	
100km	29,530	34,240	44,590	56,720																																																																																																																	
110km	31,220	36,190	47,160	60,040																																																																																																																	
120km	32,910	38,140	49,730	63,360																																																																																																																	
130km	34,600	40,090	52,300	66,690																																																																																																																	
140km	36,290	42,040	54,870	70,010																																																																																																																	
150km	37,980	43,990	57,440	73,330																																																																																																																	
160km	39,670	45,940	60,010	76,660																																																																																																																	
170km	41,360	47,890	62,580	79,980																																																																																																																	
180km	43,050	49,840	65,150	83,300																																																																																																																	
190km	44,740	51,790	67,720	86,620																																																																																																																	
200km	46,430	53,740	70,290	89,950																																																																																																																	
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,370	3,870	5,070	6,550																																																																																																																	
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,430	9,680	12,670	16,370																																																																																																																	



頁	国基準【土木工事標準積算基準書（電気通信編）】	堺市建設局読み替え															
	(追加)	<p data-bbox="1263 288 1406 316"><b>II 地区割増</b></p> <table border="1" data-bbox="1263 360 2002 571"> <thead> <tr> <th>局別 \ 車種別</th> <th>小型車 (2tクラス)</th> <th>中型車 (4tクラス)</th> <th>大型車 (10tクラス)</th> <th>トレーラー (20tクラス)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都特別区、大阪市</td> <td>935</td> <td>1,185</td> <td>1,605</td> <td>2,040</td> </tr> <tr> <td>札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、船橋市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、尼崎市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市</td> <td>545</td> <td>745</td> <td>1,040</td> <td>1,355</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1263 580 2063 600">※小型車は「2t車まで」、中型車は「6t車まで」、大型車は「14t車まで」、トレーラーは「20t車まで」の各「上限値・下限値(H11年)の平均値」を算出</p> <ul data-bbox="1263 627 2063 943" style="list-style-type: none"> <li>・ <u>小型車（2 t クラス）：最大積載量 2 トン以下の車両</u></li> <li>・ <u>中型車（4 t クラス）：最大積載量 2 トン超かつ車両総重量 11 トン未満の車両</u></li> <li>・ <u>大型車（10 t クラス）：中型車（4 t クラス）を超える車両（トレーラー（20 t クラスを除く。）</u></li> <li>・ <u>トレーラー（20 t クラス）：牽引車と非牽引車とを連結した車両であって最大積載量が 20 トン前後のもの</u></li> </ul>	局別 \ 車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	東京都特別区、大阪市	935	1,185	1,605	2,040	札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、船橋市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、尼崎市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市	545	745	1,040	1,355
局別 \ 車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)													
東京都特別区、大阪市	935	1,185	1,605	2,040													
札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、船橋市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、尼崎市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市	545	745	1,040	1,355													

頁	国基準【土木工事標準積算基準書（電気通信編）】	堺市建設局読み替え
VII-2	<p>第Ⅶ編 積算</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>④直接工事費</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第Ⅶ編 積算</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>④直接工事費</p> <p><u>6 諸雑費及び端数処理</u></p> <p><u>端数処理については、以下に示す以外は、「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅰ編第2章①5 諸雑費及び端数処理」によるものとする。</u></p> <p><u>1) 技術者間接費の金額は1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。</u></p> <p><u>2) 機器管理費の金額は1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。</u></p>
VIII-1	<p>第Ⅷ編 歩掛</p> <p>第1章 一般事項</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>①一般事項</p> <p>1 通則</p> <p>本歩掛は、<u>国土交通省直轄の土木事業</u>における電気通信設備（共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備）の設置に係る共通設備の施工積算に適用する。</p> <p>ただし、官庁営繕に関する工事及びこの標準歩掛によることが著しく不適当又は困難であると認められる場合を除く。</p>	<p>第Ⅷ編 歩掛</p> <p>第1章 一般事項</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>① 一般事項</p> <p>1 通則</p> <p>本歩掛は、<u>堺市建設局</u>における電気通信設備（共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備）の設置に係る共通設備の施工積算に適用する。</p> <p>ただし、官庁営繕に関する工事及びこの標準歩掛によることが著しく不適当又は困難であると認められる場合を除く。</p>

頁	国基準【土木工事標準積算基準書（電気通信編）】	堺市建設局読み替え																		
VIII-4	<p>第VIII編 歩掛</p> <p>第4章 通信設備</p> <p>第5節 衛星通信設備工</p> <p>①固定型衛星通信用地球局設備設置工</p> <p>3 標準歩掛</p> <p>3-9 総合調整</p> <table border="1" data-bbox="434 568 1232 767"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>細別規格</th> <th>単位</th> <th>技術者</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総合調整</td> <td>本省局</td> <td>式</td> <td>36.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大阪局</td> <td>式</td> <td>27.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地整局</td> <td>式</td> <td>20.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 総合調整は次の対向試験を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本省局：大阪局、地整本局及び車載局との対向試験</li> <li>・大阪局：本省局、地整本局及び車載局との対向試験</li> <li>・地整局：本省局、大阪局、他地整の据付時の地整本局及び車載局との対向試験</li> </ul>	作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要	総合調整	本省局	式	36.0		大阪局	式	27.0		地整局	式	20.0		<p>第VIII編 歩掛</p> <p>第4章 通信設備</p> <p>第5節 衛星通信設備工</p> <p>①固定型衛星通信用地球局設備設置工</p> <p>3 標準歩掛</p> <p>3-9 総合調整</p> <p><u>本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。</u></p>
作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要																
総合調整	本省局	式	36.0																	
	大阪局	式	27.0																	
	地整局	式	20.0																	

頁	国基準【土木工事標準積算基準書（電気通信編）】	堺市建設局読み替え										
VIII-4	<p>第VIII編 歩掛</p> <p>第4章 通信設備</p> <p>第5節 衛星通信設備工</p> <p>②移動型衛星通信用地球局設備設置工</p> <p>3 標準歩掛</p> <p>3-4 総合調整</p> <table border="1" data-bbox="434 568 1232 667"> <thead> <tr> <th data-bbox="434 568 593 616">作業種別</th> <th data-bbox="593 568 752 616">細別規格</th> <th data-bbox="752 568 911 616">単位</th> <th data-bbox="911 568 1070 616">技術者</th> <th data-bbox="1070 568 1232 616">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="434 616 593 667">総合調整</td> <td data-bbox="593 616 752 667"></td> <td data-bbox="752 616 911 667">式</td> <td data-bbox="911 616 1070 667">8.0</td> <td data-bbox="1070 616 1232 667"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 総合調整は、本省局、大阪局及び地整本局との対向試験を含む。</p>	作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要	総合調整		式	8.0		<p>第VIII編 歩掛</p> <p>第4章 通信設備</p> <p>第5節 衛星通信設備工</p> <p>②移動型衛星通信用地球局設備設置工</p> <p>3 標準歩掛</p> <p>3-4 総合調整</p> <p><u>本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。</u></p>
作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要								
総合調整		式	8.0									

国基準【電気通信施設点検業務積算基準（案）】	堺市建設局読み替え
<p>1 適用範囲</p> <p><u>国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業(官庁営繕部、都市局、水管理・国土保全局及び道路局の所掌に属するものに限る。)</u>に係る<u>電気通信施設の点検業務(別途点検基準等に定められた点検周期に基づいて点検を行い、各種施設の運用状態を報告する業務。以下「点検業務」という。)</u>の費用を算定する場合は、この基準に定めるところによる。</p>	<p>1 適用範囲</p> <p><u>堺市建設局</u>における電気機械設備の点検業務の費用を算定する場合は、この基準に定めるところによる。</p>
<p>2 点検業務費の構成</p> <p>2-1 直接費</p> <p>(3) 直接経費</p> <p>(ロ) 旅費・交通費</p> <p>当該点検業務を実施するのに要する点検技術者、点検技術員の旅費・交通費である。その算定は、「<u>国家公務員等の旅費に関する法律</u>」、「<u>国土交通省所管旅費取扱規則</u>」及び、「<u>国土交通省日額旅費支給規則</u>」に準ずる。</p> <p>日当、普通日額旅費及び滞在日額旅費の積算は、消費税及び地方消費税抜きの金額で計上するものとする。</p>	<p>2 点検業務費の構成</p> <p>2-1 直接費</p> <p>(3) 直接経費</p> <p>(ロ) 旅費・交通費</p> <p>当該点検業務を実施するのに要する点検技術者、点検技術員の旅費・交通費である。その算定は、「<u>堺市職員の旅費に関する条例</u>」に準ずる。</p> <p>日当、普通日額旅費及び滞在日額旅費の積算は、消費税及び地方消費税抜きの金額で計上するものとする。</p>

国基準【電気通信施設運転監視業務積算基準（案）】	堺市建設局読み替え
<p>1 適用範囲</p> <p><u>国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業(官庁営繕部、都市・地域整備局、河川局及び道路局の所掌に属するものに限る。)</u>に係る<u>電気通信施設</u>の運転監視業務（期間及び時間を定めて業務を行い、その結果を報告するもの。以下「運転監視業務」という。）の費用を算定する場合は、この基準に定めるところによる。</p>	<p>1 適用範囲</p> <p><u>堺市建設局における電気機械設備</u>の運転監視業務（期間及び時間を定めて業務を行い、その結果を報告するもの。以下「運転監視業務」という。）の費用を算定する場合は、この基準に定めるところによる。</p>
<p>2 運転監視業務費の構成</p> <p>2－1 直接費</p> <p>（3）直接経費</p> <p>（ハ）旅費・交通費</p> <p>当該運転監視業務を実施するのに要する運転監視技術員の旅費・交通費である。その算定は、「<u>国土交通省所管旅費取扱規則</u>」及び、「<u>国土交通省日額旅費支給規則</u>」に準ずるものとする。</p>	<p>2 運転監視業務費の構成</p> <p>2－1 直接費</p> <p>（3）直接経費</p> <p>（ハ）旅費・交通費</p> <p>当該運転監視業務を実施するのに要する運転監視技術員の旅費・交通費である。その算定は、「<u>堺市職員の旅費に関する条例</u>」に準ずるものとする。</p>
<p>2 運転監視業務費の構成</p> <p>2－4 運転監視業務費の積算方式</p> <p>（2）諸経費</p> <p>諸経費は、<u>別表第1</u>又は<u>別表第2</u>により直接費毎に求められた諸経費率を当該直接費に乗じて得た額とする。</p>	<p>2 運転監視業務費の構成</p> <p>2－4 運転監視業務費の積算方式</p> <p>（2）諸経費</p> <p>諸経費は、<u>別表第1</u>により直接費毎に求められた諸経費率を当該直接費に乗じて得た額とする。</p>

### 3. 設計業務等標準積算基準書／設計業務等標準積算基準書（参考資料）の読替え規定

堺市建設局の積算において、設計業務等標準積算基準書／設計業務等標準積算基準書（参考資料）（国土交通省）を適用するにあたっては、次のとおり記載内容を読替えて適用するものとする。

設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料)(国土交通省)記載内容	堺市建設局における読替え内容
<p>設計業務等標準積算基準書</p> <p>第3編 土木設計業務</p> <p>第1章 土木設計業務等積算基準</p> <p>第1節 土木設計業務等積算基準</p> <p>1-4 設計変更の積算</p> <p>業務委託の変更は、官積算書をもとに次式により算出する。</p> $\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$ <p>(落札率を乗じた額)</p> $\text{変更業務委託料} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率})$ <p>(落札率を乗じた額)</p> <p>注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。</p> <p>2. 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税相当額を<b>含んだ</b>額とする。</p>	<p>設計業務等標準積算基準書</p> <p>第3編 土木設計業務</p> <p>第1章 土木設計業務等積算基準</p> <p>第1節 土木設計業務等積算基準</p> <p>1-4 設計変更の積算</p> <p>業務委託の変更は、官積算書をもとに次式により算出する。</p> $\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{当初の請負額}}{\text{当初の官積算額}}$ <p>(落札率を乗じた額)</p> $\text{変更業務委託料} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率})$ <p>(落札率を乗じた額)</p> <p>注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。</p> <p>2. 当初の請負額、当初の官積算額は、消費税相当額を<b>含まない</b>額とする。</p>

設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料)(国土交通省)記載内容	堺市建設局における読替え内容
<p>第4編 調査、計画業務</p> <p>第1章 調査、計画標準歩掛</p> <p>第4節 道路施設点検業務</p> <p><u>4-2 橋梁定期点検業務積算基準</u></p>	<p>第4編 調査、計画業務</p> <p>第1章 調査、計画標準歩掛</p> <p>第4節 道路施設点検業務</p> <p><u>4-2: 適用しない(別途定める基準による)</u></p>
<p>設計業務等標準積算基準書(参考資料)</p> <p>第1編総則</p> <p>第1章総則(参考資料)</p> <p>第2節設計等における数値の扱い</p> <p>2-1 設計価格等の扱い</p> <p>設計に使用する価格は、原則として、<u>入札時(入札書提出期限日)</u>における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。</p> <p>2-2 端数処理等の方法</p> <p>(3) 物価資料を用いる単価</p> <p>単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、<u>単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。</u>また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。</p> <p>(略)</p>	<p>設計業務等標準積算基準書(参考資料)</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 総則(参考資料)</p> <p>第2節 設計等における数値の扱い</p> <p>2-1 設計価格等の扱い</p> <p>設計に使用する価格は、原則として、<u>積算時</u>における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。</p> <p>2-2 端数処理等の方法</p> <p>(3) 物価資料を用いる単価</p> <p>単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の<u>安価な方を採用する。</u>また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。</p> <p>(削除)</p>



設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料)(国土交通省)記載内容	堺市建設局における読替え内容
<p>(4) 補正係数及び変化率 補正係数及び変化率は、小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。</p> <p>(7) 単価表の合計金額 2) 測量業務及び地質調査業務 <u>単位数量当り単価の場合、有効数字4桁(5桁目以降切捨て)とする。</u></p> <p>(10) 業務価格 業務価格は、<u>10,000 円</u>単位とする。<u>10,000 円</u>単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(<u>10,000 円</u>単位で切捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>第2章積算基準(参考資料) 第1節 積算基準 1-3 旅費交通費 1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算 (1) 通勤及び宿泊・滞在の区分 1) 通勤可能な目安は、積算上の基地から現場までの片道距離が30 km程度(高速道路等を利用する場合は片道距離 60 km程度)もしくは片道所要時間 1 時間程度とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として<u>指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所</u>等とする。</p>	<p>(4) 補正係数及び変化率 補正係数及び変化率は、小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。<u>なお、複数の補正係数及び変化率を乗じる場合の計算結果は端数処理を行わない。</u></p> <p>(7) 単価表の合計金額 2) 測量業務及び地質調査業務 <u>原則として、端数処理は行わない。</u></p> <p>(10) 業務価格 業務価格は、<u>1,000 円</u>単位とする。<u>1,000 円</u>単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(<u>1,000 円</u>単位で切捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>第2章積算基準(参考資料) 第1節 積算基準 1-3 旅費交通費 1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算 (1) 通勤及び宿泊・滞在の区分 1) 通勤可能な目安は、積算上の基地から現場までの片道距離が 30 km程度(高速道路等を利用する場合は片道距離 60 km程度)もしくは片道所要時間 1 時間程度とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として<u>発注事務所</u>等とする。</p>

設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料)(国土交通省)記載内容	堺市建設局における読替え内容
<p>(2) 旅費交通費の扱い</p> <p>3) 宿泊料(国土交通省所管旅費取扱規則及び国土交通省日額旅費支給規則による場合)  <u>積算方法は、目的地に到着した日は普通旅費による宿泊料とし、翌日から目的地を出発する日の前日までの日数について滞在日額旅費による宿泊料を計上する。</u></p> <p>4) 日当(普通旅費)  <u>日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。</u>  <u>計上する日当については、2分の1日当を原則とする。</u></p> <p>5) 日当・宿泊料  <u>(略)</u></p> <p><u>(3) 旅費交通費の構成</u></p> <p><u>(4) 旅費交通費等の積算例(滞在時)</u></p> <p><u>(5) 宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定</u></p>	<p>(2) 旅費交通費の扱い</p> <p>3) 宿泊料  <u>「堺市職員等の旅費に関する条例」等による。</u></p> <p>4) 日当(普通旅費)  <u>「堺市職員等の旅費に関する条例」等による。</u></p> <p>5) 日当・宿泊料  <u>「堺市職員等の旅費に関する条例」等による。</u></p> <p><u>(3): (削除)</u></p> <p><u>(4): (削除)</u></p> <p><u>(5): (削除)</u></p>

設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料)(国土交通省)記載内容	堺市建設局における読替え内容
<p>1-9 設計変更の積算方法</p> <p>設計変更における業務費(業務委託費)の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。</p> $\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$ <p>(落札率を乗じた額)</p> $\text{変更業務費} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率})$ <p>(変更業務委託料) (落札率を乗じた額)</p> <p>注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。</p> <p>2. <u>直前</u>の請負額、<u>直前</u>の官積算額は、消費税相当額を<u>含んだ</u>額とする。</p>	<p>1-9 設計変更の積算方法</p> <p>設計変更における業務費(業務委託費)の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。</p> $\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{当初の請負額}}{\text{当初の官積算額}}$ <p>(落札率を乗じた額)</p> $\text{変更業務費} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率})$ <p>(変更業務委託料) (落札率を乗じた額)</p> <p>注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。</p> <p>2. <u>当初</u>の請負額、<u>当初</u>の官積算額は、消費税相当額を<u>含まない</u>額とする。</p>

設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料)(国土交通省)記載内容	堺市建設局における読替え内容
<p>設計業務等標準積算基準書(参考資料)</p> <p>第3編 地質調査業務</p> <p>第2章 地質調査運用(参考資料)</p> <p>第1節 機械ボーリング</p> <p>1-2 運搬費の積算</p> <p>(1)運搬費のうち資機材の運搬は、資機材運搬積算上の基地から現地までの搬入、搬出とする。(ここでいう積算上の基地とは、原則として<u>現地に最も近い本支店が所在する市役所</u>等とする)</p>	<p>設計業務等標準積算基準書(参考資料)</p> <p>第3編 地質調査業務</p> <p>第2章 地質調査運用(参考資料)</p> <p>第1節 機械ボーリング</p> <p>1-2 運搬費の積算</p> <p>(1)運搬費のうち資機材の運搬は、資機材運搬積算上の基地から現地までの搬入、搬出とする。(ここでいう積算上の基地とは、原則として<u>発注事務所</u>等とする)</p>

#### 4. 材料単価等の取扱いについて

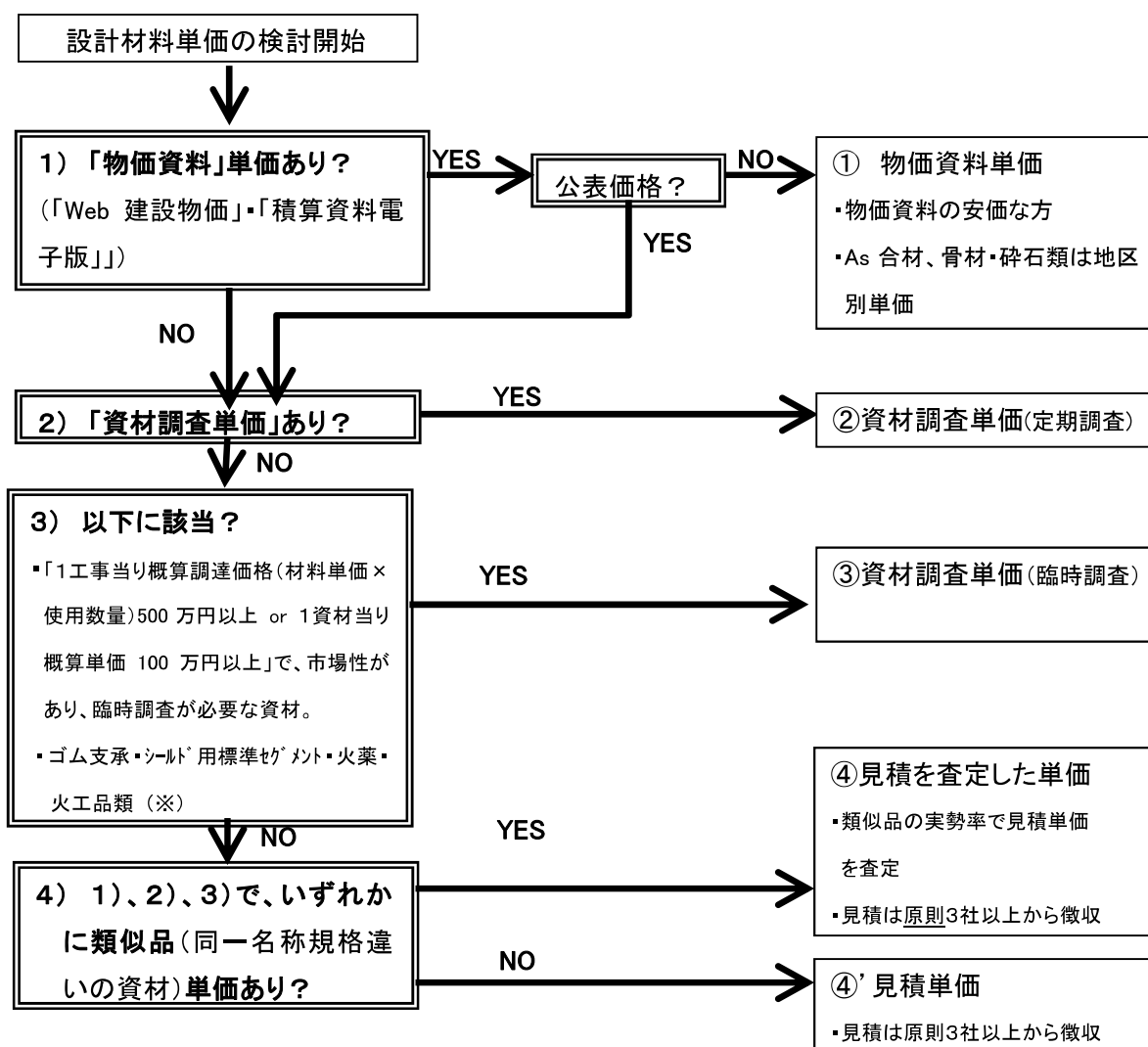
土木工事等に用いる材料単価等の取扱い方法は原則として次のとおりとする。

なお、工事の規模、工種、施工箇所、施工条件及び発注時期等により、これによる事が不適切と判断される場合は、別途運用することができる。

##### 1. 材料単価決定の考え方

###### (1) 材料単価の決定フロー

材料単価の決定に当たっては以下による。



## (2) 材料単価の定義と決定方法

### 1) 物価資料単価

材料単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の安価な方を採用する。物価資料とは、「Web建設物価(一般財団法人建設物価調査会)」及び「積算資料電子版(一般財団法人経済調査会)」をいう。ただし、一方にしか掲載のない場合は、その価格とする。適用時期は毎月とする。建設機械等賃料も、材料単価と同じ扱いとする。

また、生コンクリート、モルタル、アスファルト合材、骨材・砕石類は地区別単価とし、各地区内に存在する物価資料掲載基準都市の単価を当該地区の単価として採用する(基準都市は各物価資料で同一でなくてもよい)。

公表価格として掲載された価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いない。

#### (1) 表示単価について

1) 物価資料の単価を使用する場合は端数調整を行わない。

2) 物価資料掲載単価の単位を変換して使用する場合は、有効桁3桁止め(4桁目切捨て)又は整数止め(小数切捨て)を原則とする。

#### (2) 大口・小口価格の扱いについて

原則として大口価格を採用するものとする。

### 2) 資材調査単価〔定期調査〕

1) に該当しない場合は、資材調査単価によるものとする。資材調査単価は、一般的に市場性がある資材の実勢価格を調査し、決定した単価である。

### 3) 資材調査単価〔臨時調査〕

1)、2) に設定のない資材のうち、一工事における概算調達価格(材料単価×使用数量)が500万円以上、または1資材の概算単価が100万円以上と想定される資材で、一般的に市場性がある場合は、資材調査(臨時調査)により、随時、実勢価格を調査して単価を決定するよう努めるものとする。

※ 資材調査(臨時調査)は、原則として土木監理課と協議するものとし、単価決定が必要な時期の2ヶ月以上前に協議を行うものとする。

※ 概算調達価格や概算単価は、他工事实績や物価資料の類似資材等から類推し、類推が困難な場合は参考見積り等により判断する。

同一工事に用いる資材に複数の規格がある場合は、概算調達価格が500万円以上かどうかは、その合計額で判断する。

※ ゴム支承、シールド工事用標準セグメント、プレテンションPC桁は、市場性があれば資材調査単価によるものとする。

※ トンネル工事用火薬・火工品類は、物価資料に小口取引を対象とした単価が掲載されているが、適用が困難な場合は採用せず、現場毎に使用予定数量を明示して資材調査(臨時調査)により決定するものとする。

※ プレテンションPC桁、プレキャスト床版等、運搬費の割合が大きい資材は、図面を添付し、工事現場毎に価格決定するものとする。

#### 4) 見積り単価

1)、2)、3)の方法によりがたい場合は、直接メーカー、商社等から見積りを徴収するものとする。なお、見積りを採用する場合の手順は次によるものとする。

- ①見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、見積り依頼を行う。なお、見積り価格は実勢取引価格を依頼する。
- ②正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。
- ③積算に用いる材料単価の決定方法は、最低値とする(明らかな異常値は除く)。
- ④見積りにより決定した単価については、見積り参考資料に記載することとする。

(参考)一般的に見積り徴収の対象となる資材等の例示

区分	該当資材等の基準	事 例
1.市場性がない資材	市中での流通が確認できない、又は流通が極めて少ないため価格のバラツキが大きく価格決定が困難な資材。	・自然石(主に河川及び山から採取された巨石、転石等)。 ・モニュメント等デザインが主となるもの。
2.特定の現場でのみ使用される資材	一現場でしか使用できない特別な資材。	・特定の現場のために設計、開発された資材。
3.その他	その他、実勢取引価格調査になじまない資材や少額な資材。	・特許製品、実用新案製品。 ・一工事の概算調達価格500万円未満、かつ1資材の概算単価100万円未満のもの。

※見積り徴収先の選定は、実績、企業規模、技術水準及び 内の取引事例等を勘案して適正に行うものとする。仕様については以下の点に留意して条件明示を行い見積り価格の内訳書等も含めて提出を求めるものとする。

- ・材料規格： 材料規格はできる限り詳細に仕様を明示する。数量の単位は、設計変更等への対応を考慮し、設計表示単位を勘案して定めるものとする。
- ・受渡し条件： 「現地着(荷卸しを含む)単価とする。」等の条件明示を原則とする。また納入時期に時間指定等が必要な場合は明記する。
- ・搬入予定年月
- ・「消費税を含まない」旨明記する。

※ 積算にあたっては、各社の各部材毎の最低価格を採用せず、総合計が最低価格の見積りの全てを採用する。

※ 個別の部材において物価資料等に単価の掲載があるものは、物価資料等の単価に置き換えるものとする。

※ 見積り徴収した資材の類似品が地区別単価、物価資料、資材調査単価等に掲載されている場合については、その単価を参考に見積書の精査を行うものとし、見積り徴収時に併せてその類似品の見積りを徴収し、以下の計算式により設計単価を算定するものとする。

設計単価 =  $A \times C / B$  (ただし、 $C / B \leq 1.0$ とする。) ……式-1

A: 当該資材の見積り価格

B: Aの類似品の見積り価格

C: Aの類似品の実勢(物価資料等掲載)価格

各社ごとに式-1により設計単価を算定し、その最低価格を採用する。

※注1)類似品とは、同一品名で規格(形状・寸法)が異なるものをいう。

2)設計単価の端数処理は、切捨てにより4桁までを採用する。

3) $C / B > 1.0$ となる場合は、見積りの最低価格を採用する。

## 2. 材料単価等決定における単価の適用時期

### 1) 物価資料等に掲載がある場合……………毎月単価

・物価資料単価における物価資料各月号の適用期間は以下のとおりとする。

積算月	物価資料の適用	積算月	物価資料の適用
4月	4月号	10月	10月号
5月	5月号	11月	11月号
6月	6月号	12月	12月号
7月	7月号	1月	1月号
8月	8月号	2月	2月号
9月	9月号	3月	3月号

### 2) 物価資料等に掲載がない場合……………年1回単価

・資材調査単価〔定期調査〕の適用期間は原則として以下のとおりとする。

積算月	適用単価
当該年度(4月～翌年3月)	当該年度単価

・物価資料掲載単価と同一名称であっても掲載がない場合は、年1回単価とする。

・また、土木コスト情報、土木施工単価に単価設定されている工種で、規格等が異なるため単価がない場合も、年1回単価とする。

・資材単価の変動が著しい場合には、別途通知等により改定することがある。

### 3) 市場単価・土木工事標準単価の取扱い……………四半期毎単価

・「土木コスト情報」、「土木施工単価」各季号の適用期間は以下のとおりとする。

積算月	市場単価・土木工事標準単価の適用
4月、5月、6月	春号(4月号)
7月、8月、9月	夏号(7月号)
10月、11月、12月	秋号(10月号)
1月、2月、3月	冬号(1月号)

## 3. 材料単価等決定における地区区分

### (1) 単価……………単価については次表のとおりとする。

材 料 単 価 物価資料等掲載都市		公共工事設計 労務単価	電力料金
Web建設物価	積算資料電子版		
大阪	大阪	<b>堺市</b>	関西電力

※材料単価で物価資料掲載都市に大阪がない場合、大阪が含まれる区域(近畿や全国等)とする。

### (2) 地区別単価……………生コンクリート、モルタル、アスファルト合材、骨材・砕石類は地区別に単価を設定する。

物価資料に掲載されているものは物価資料単価とするが、単価の適用にあたっては、次表の各地区内に存在する物価資料掲載基準都市の単価を当該地区の単価として採用するものとし、WEB建設物価、積算資料電子版の両方に基準都市が存在する場合(基準都市は同一でなくてもよい)は安価な方の単価とする。なお、一方しかない場合はその単価とする。

資材調査単価の地区割りは、その記載事項に基づき単価を適用する。



地区別単価区分表

地区名	物価資料掲載基準都市	
	Web建設物価	積算資料電子版
堺市内	堺	

(3)現場毎単価…なお、プレテンションPC桁、プレキャスト床版等、運搬費が価格に大きく影響する資材は、工事現場毎の単価設定を原則とする。

## 5. 業務歩掛を見積によって決定する場合

### (1) 見積依頼者数

原則3社以上から見積を徴収する。ただし、設計業務等において、業務の主たる部分の対象の場合は、入札参加資格を有する概ね10社以上へ依頼する。

### (2) 歩掛の採用方法

1) 歩掛については、作業区分ごとではなく、一連の作業の合計で比較し採用する。

2) 測量、地質調査、設計業務等、その他これに準ずる調査業務委託等については、原則、異常値を除く平均値の直下の見積歩掛を採用する。

ただし、有効見積件数が不足するなどし、異常値の判定が難しい場合は別途考慮する。

### (3) 異常値の判定方法

原則、平均値±2σ外を異常値とする。

ただし、有効見積り件数が不足するなどし、これにより難しい場合は別途考慮する。

### (4) 留意事項

1) 見積依頼に際しては、目的や内容、仕様等を十分に明確にすること。

2) 提出された見積りに、設計業務委託等技術者単価の基準日額、または物価資料に掲載される資材単価等と異なる単価が記入されている場合は、これらを置き換えたうえで比較検討する。

3) 提示された見積りについては、標準歩掛や過去の類似案件を参考にするなどし、妥当性の判断に努める。

4) 提出された見積りの妥当性が疑われる場合、発注者が求める成果との乖離が無いのか、また、業務内容を理解した上で作成されているかなど、見積提出者にヒアリングを行い、必要に応じ、より条件を明確に説明したうえで、再提出を求めるなどの対応を行う。その結果、妥当性や根拠を十分に確認できない場合は、その見積を採用しない。

5) 測量、地質調査、設計業務等、その他これに準ずる調査業務委託等において、見積による歩掛を採用する場合で、原則として金抜設計書に見積により採用した歩掛を明示すること。

### (5) 諸経費等

測量・地質調査業務等における「諸経費」や、設計業務等における「『その他原価〔間接原価及び直接経費(積上計上するものを除く)〕』及び『一般管理費等』」については、原則として「測量業務積算基準」、「地質調査業務積算基準」、又は「設計業務等積算基準」によるものとする。

ただし、見積価格の内容を参考とし、標準積算の妥当性を確認すること。

## 6. 土木工事等における設計変更の取扱い

### 1 一般事項

- (1) 変更設計で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。
- (2) 設計変更時における現場管理費の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

### (3) 設計変更の範囲

土木工事を請負施工に付した場合、当該工事の設計変更は、原設計の工事目的物を変更しない限度において行うものとし、原則として次に示す範囲を超えてはならない。

- ア) 地盤高、水深等現場の地形条件が設計図書と一致しない場合
- イ) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が設計条件と相違した場合
- ウ) 設計図書の表示が明確でないため施工不能な場合
- エ) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別の状態が生じた場合
- オ) 必要があると認め、工事の一部を廃止し又は工事数量を変更する場合

### 2 設計変更における材料単価の取扱いについて

- (1) 工種追加による増量の場合は、新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。

ただし、現地の取合い等の都合により増量する場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。
- (2) 工事減量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算するものとする。
- (3) 当初契約工種において、当初契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価（当初設計時点単価）で積算する。
- (4) 新単価（変更指示時点単価）とした場合は、材料単価、労務単価、機械損料及び歩掛の全てを新単価（変更設計時点単価）により積算するものとする。

### 3 設計変更の計算例

請負工事の設計変更は、官積算により、次の方法で行うものとする。

・設計額

設計変更の際、元設計および変更設計の種別、細別等の金額は全て官積算額とする。

・設計変更の要領

設計変更の積算は、次の方法により行う。

#### 第1回変更設計額

$$\begin{array}{l} \text{工 事 価 格} \\ \text{(落札率を乗じた額)} \end{array} = \frac{\text{請負額}}{\text{当初官積算額}} \times \text{第1回変更官積算工事価 格}$$

$$\text{第1回変更設計額} = \begin{array}{l} \text{工 事 価 格} \\ \text{(落札率を乗じた額)} \end{array} \times (1 + \text{消費税率})$$

#### 第2回変更設計額

$$\begin{array}{l} \text{工 事 価 格} \\ \text{(落札率を乗じた額)} \end{array} = \frac{\text{当初請負額}}{\text{当初官積算額}} \times \text{第2回変更官積算工事価格}$$

$$\text{第2回変更設計額} = \begin{array}{l} \text{工 事 価 格} \\ \text{(落札率を乗じた額)} \end{array} \times (1 + \text{消費税率})$$

#### 第3回変更設計額

$$\begin{array}{l} \text{工 事 価 格} \\ \text{(落札率を乗じた額)} \end{array} = \frac{\text{当初請負額}}{\text{当初官積算額}} \times \text{第3回変更官積算工事価格}$$

$$\text{第3回変更設計額} = \begin{array}{l} \text{工 事 価 格} \\ \text{(落札率を乗じた額)} \end{array} \times (1 + \text{消費税率})$$

(注) 1) 変更官積算とは、官単価、官経費をもとに当初官積算と同一方法により積算する。

2) 請負額、官積算額は消費税相当額を含まない額。

3) 消費税率 = 消費税率 + 地方消費税率

## 7. 土木工事等における工期設定

### 1. 工期設定

#### (1) 用語の定義

##### 【工期】

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

##### 【準備期間】

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。（ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）

※「土木工事共通仕様書（工事着手）」の着手は、準備期間内の調査、測量、現場事務所等の設置等の現地での準備作業を含んでいる。

##### 【施工に必要な実日数】

種別・細別毎の日当たり施工量と積算数量、施工の諸条件（施工パーティ数、施工時間など）により算出される実働日数のことをいう。

##### 【不稼働日】

雨休日（休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）、降雨日）、降雪期、出水期や現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）を考慮した作業不能日数をいう。

##### 【後片付け期間】

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

##### 【雨休率】

休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）と降雨日等の年間の発生率をいう。

(2) 工期の設定

① 準備期間

準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定※することとする。

以下に記載がない工種区分については、最低30日を最低必要日数として工事内容に合わせて設定することを基本とする。

工種	準備期間	工種	準備期間
河川工事	40日	舗装工事（修繕）	60日
河川・道路構造物工事	40日	共同溝等工事	80日
道路改良工事	40日	トンネル工事	80日
鋼橋架設工事	90日	砂防・地すべり等工事	30日
PC 橋工事	70日	道路維持工事※	50日
橋梁保全工事	60日	河川維持工事※	30日
舗装工事（新設）	50日	電線共同溝工事	90日

※通年維持工事は除く

② 施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、積算基準書等に示す歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出する。その際、パーティ（pt）数は基本1ptで設定することとするが、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮の上、パーティ数を変更して良い。

③ 雨休率

休日と降雨降雪日の年間の発生率を設定する。（暴風等の気象における地域の実情を考慮してもよい）

休日は、土日、祝日、年末年始休暇【6日】及び夏期休暇【3日】とする。

降雨降雪日は、1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日とし、過去5カ年の気象庁のデータより年間の平均発生日数を算出。

休日と降雨降雪日の年間の日数を算出し、雨休率を設定する。

降雨降雪日は、地域による気象の差があることから、地域毎に設定することが望ましいが、地域毎に雨休率の算出が困難な場合は、「0.7」※を使用して算出して良いこととする。

※「0.7」：東京の過去5カ年（平成23年～平成27年）の平均値より算出

雨休率を見込んだ不稼働日数の算出方法

$$\begin{aligned} \text{例： 不稼働日} &= \text{施工に必要な実日数（100日）} \times \text{雨休率 } 0.7 \\ &= 70日 \end{aligned}$$

#### ④ その他の不稼働日

休日及び降雨・降雪日以外の不稼働日数には、次のことを考慮する。

##### ア. 工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、その工事特有の条件がある。その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算する。

##### イ. 地域の実情の考慮

当該工事を行う地域によっては、何らかの理由（例：地域の祭りなど）により施工出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。

##### ウ. その他

上記ア.イ.以外の事情がある場合は、適切に見込むこと。

#### ⑤ 後片付け期間

後片付け期間は、工種区分毎に大きな差が見受けられないことから、20日を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定※するものとする。

※通年維持工事は除く

#### ⑥ 工期設定日数の確認

上記①～⑤により設定した日数の合計日数をこれまでの同種類似工事の実際にかかった工期と比べることにより、工期日数の妥当性を確認する。（目安としては、実績値の10%以上乖離した場合に確認する）

参考1に各工種の過去5年間の工事費と工期の関係と算定式を示している。この算定式を用いて算出した工期がこれまでの実績の平均日数であり、この日数を参考に確認すると良い。

ただし、土木工事においては、その地域や箇所の特性等から工種や工事金額規模が同じであっても、必ずしも必要な工期が同じになるとは限らないことに注意すること。

#### ⑦ 工期設定の条件明示

設定された工期に特記事項がある場合には、特記仕様書においてその条件を明示する。

例： ・工事の性格、地域の実情、自然条件等で日数を見込んだ場合 ・その他、特記すべき事項がある場合
---

参考 1

【標準工期試算式（参考値）】

$$T = A \times P \times b$$

T : 工期、

P : 直接工事費、

A、b : 係数（右表による）

工 種	A	b
河川工事	6.5	0.1981
河川・道路構造物工事	1.0	0.3102
海岸工事	0.6	0.3265
道路改良工事	2.2	0.2637
鋼橋架設工事	4.5	0.2373
PC橋工事	0.9	0.3154
舗装工事	9.9	0.1753
砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263
道路維持工事	19.9	0.1422
河川維持工事	20.1	0.1436
下水道1工事	0.2	0.4044
下水道2工事	1.5	0.2817
下水道3工事	1.5	0.2934

(3) 標準工期算定式

①雨休率の決め方

$$\text{雨休率 (A)} = A' - 1$$

$$A' = \frac{B}{B - (C + D + E + F - G - H - I + \alpha)} \quad \text{(小数1位止、2位四捨五入)}$$

ただし A = 雨休係数      B = 年間日数 (365日)      C = 土・日曜日の日数 (104日)

D = 祝祭日数………“国民の祝日に関する法律”に定められた日数 (概ね16日)

E = 降雨降雪日数………過去5年間のうち10m/m以上の降雨日数の平均。

F = 年末年始・夏季休暇の日数 (9日)

G = 祝祭日、土曜日、日曜日、年末年始、夏季休暇と降雨日数が重複する日数

$$\frac{E}{B} \times (C + D + F)$$

H = 土曜日閉庁日と祝祭日の重複日数

I = 土曜日・日曜日・祝祭日と年末年始・夏季休暇が重複する日数

$\alpha$  = 各地区における特殊条件 (例 積雪、低温度等)

②短期間工事や地域特性により年間の雨休率により難しい場合は、別途期間設定を行い、雨休率を算定する。



③ 全体工期の算定

全体工期＝純工期＋準備跡片付期間＋その他（地元調整や工事抑制期間等による工事不可能期間等）

純工期＝基準工期×（1＋A（雨休率））

④準備・後片付け期間については、下表（工事規模による準備後片付け期間の表）により算定したうえで、（２）①に記載の表（工種区分による準備・後片付け期間の表）を最低期間として、設定すること。

例）直接工事費400百万円のトンネル工事の場合

- 下表より、準備期間45日、跡片付け期間30日、計75日
- （２）①「工種区分による表」より、準備期間80日、跡片付け期間20日、計100日
- 最終設定は、準備期間80日、跡片付け期間30日、計110日

（工事規模による準備跡片付期間の表）

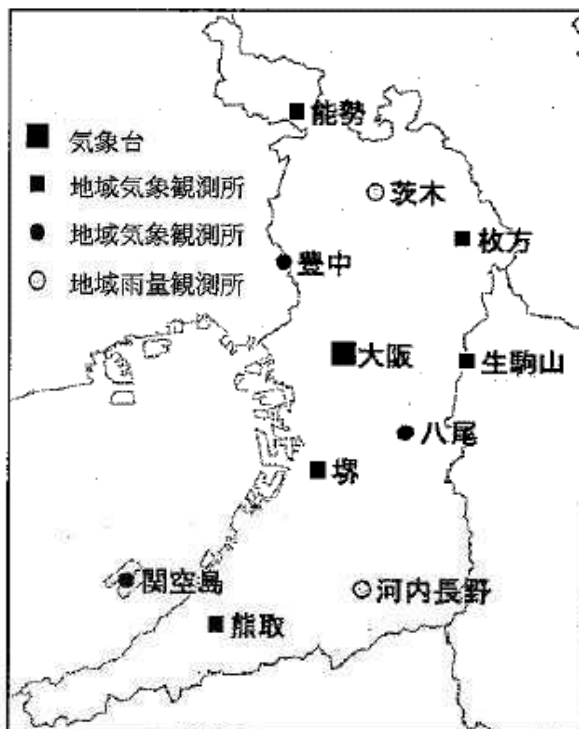
直 接 工 事 費	準備跡片付期間（標準）		
	総日数	準備日数	跡片付日数
～30 百万円	45	25	20
～100 "	50	30	20
～300 "	65	35	30
～500 "	75	45	30
～500 百万円を超えるもの	85	50	35

注）上表の準備跡片付期間は、標準的な場合の期間であり、現場条件・主要材料の納入期間等の諸条件により別途考慮できるものとする。

工期の算定に伴う降雨日数について

工期の算定に伴う降雨日数については、表1～表11に示すので、各観測所の位置を考慮し、最も適していると考えられる観測所のデータを使用すること。

観測所配置図



観測所名	所在地	緯度	経度
能勢	豊能郡能勢町地黄	34° 56. 8'	137° 27. 5'
茨木	茨木市大字桑原	34° 51. 6'	135° 33. 6'
枚方	枚方市星ヶ丘4-31-1	34° 48. 3'	135° 40. 6'
豊中	豊中市蛸池西町3-555	34° 46. 4'	135° 26. 9'
大阪	大阪市中央区大手前4-1-76	34° 40. 7'	135° 31. 3'
生駒山	東大阪市山手町2029-4	34° 40. 4'	135° 40. 4'
八尾	八尾市空港	34° 35. 8'	135° 36. 0'
堺	堺市学園町1-1	34° 32. 4'	135° 30. 7'
河内長野	河内長野市日野452	34° 25. 2'	135° 32. 9'
熊取	泉南市熊取町野田	34° 23. 0'	135° 21. 0'
関空島	泉南郡田尻町泉州空港中	34° 25. 6'	135° 14. 6'

表-1 能勢地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	3	2	4	7	4	3	9	1	1	2	2	5	43
平成30年度	5	7	6	5	3	9	0	0	2	1	2	4	44
平成31年度	5	3	4	11	8	3	5	0	2	2	1	5	49
令和2年度	5	2	9	14	1	3	5	2	0	1	1	4	47
令和3年度	4	5	4	5	9	6	2	3	4	1	0	4	47
平均	4.4	3.8	5.4	8.4	5.0	4.8	4.2	1.2	1.8	1.4	1.2	4.4	46.0

表-2 枚方地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	4	3	5	4	5	5	12	1	1	2	1	4	47
平成30年度	6	5	6	5	4	12	0	2	2	1	2	5	50
平成31年度	5	2	5	6	9	3	7	1	2	2	2	5	49
令和2年度	5	3	7	13	3	3	6	1	1	3	3	5	53
令和3年度	4	6	3	5	9	6	1	3	3	2	0	4	46
平均	4.8	3.8	5.2	6.6	6.0	5.8	5.2	1.6	1.8	2.0	1.6	4.6	49.0

表-3 豊中地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	3	2	5	4	3	5	8	1	1	2	1	5	40
平成30年度	5	5	4	4	3	11	0	1	2	1	2	2	40
平成31年度	5	2	3	5	7	1	7	0	2	2	3	4	41
令和2年度	5	2	7	13	2	2	5	1	0	3	2	4	46
令和3年度	5	6	4	7	8	6	2	3	3	1	1	4	50
平均	4.6	3.4	4.6	6.6	4.6	5.0	4.4	1.2	1.6	1.8	1.8	3.8	43.4

表-4 大阪地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	3	2	4	2	1	4	9	2	1	2	1	4	35
平成30年度	5	5	5	4	2	12	0	2	3	1	2	3	44
平成31年度	4	2	4	9	5	3	6	0	2	2	3	6	46
令和2年度	5	3	6	11	4	2	5	2	1	2	2	5	48
令和3年度	4	5	5	5	8	7	2	4	3	1	0	5	49
平均	4.2	3.4	4.8	6.2	4.0	5.6	4.4	2.0	2.0	1.6	1.6	4.6	44.4

表-5

## 熊取地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	4	3	5	5	1	4	11	3	1	3	1	6	47
平成30年度	4	5	5	6	2	10	1	0	3	1	3	3	43
平成31年度	3	3	4	10	6	2	6	0	3	2	3	5	47
令和2年度	5	4	4	13	0	7	5	2	0	2	1	4	47
令和3年度	3	5	4	4	11	6	2	3	3	2	1	3	47
平均	3.8	4.0	4.4	7.6	4.0	5.8	5.0	1.6	2.0	2.0	1.8	4.2	46.2

表-6

## 茨木地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	5	2	4	6	5	4	11	2	1	2	1	6	49
平成30年度	5	6	5	4	3	12	0	1	2	1	2	3	44
平成31年度	6	2	7	7	8	2	7	1	2	2	3	5	52
令和2年度	5	2	7	13	1	2	6	2	0	2	3	4	47
令和3年度	4	5	4	7	10	6	1	3	3	2	0	5	50
平均	5.0	3.4	5.4	7.4	5.4	5.2	5.0	1.8	1.6	1.8	1.8	4.6	48.4

表-7

## 生駒山地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	4	3	4	4	5	4	12	3	1	2	1	6	49
平成30年度	5	6	4	4	2	11	0	1	2	1	2	4	42
平成31年度	4	2	6	12	6	3	7	0	3	2	3	5	53
令和2年度	5	3	6	11	1	3	5	2	1	2	2	5	46
令和3年度	4	5	5	7	9	5	3	4	3	1	0	4	50
平均	4.4	3.8	5.0	7.6	4.6	5.2	5.4	2.0	2.0	1.6	1.6	4.8	48.0

表-8

## 堺地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	4	2	3	2	3	3	10	1	1	2	1	5	37
平成30年度	5	6	3	4	1	11	0	0	4	1	3	3	41
平成31年度	3	2	4	9	7	2	7	0	3	2	3	5	47
令和2年度	5	3	4	12	2	3	5	2	1	2	1	3	43
令和3年度	4	5	5	7	8	6	2	3	3	2	1	4	50
平均	4.2	3.6	3.8	6.8	4.2	5.0	4.8	1.2	2.4	1.8	1.8	4.0	43.6

表-9

## 河内長野地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	2	3	6	3	4	3	11	3	1	3	1	6	46
平成30年度	4	6	6	5	2	11	0	0	2	1	3	3	43
平成31年度	3	3	3	9	6	1	8	1	3	2	3	6	48
令和2年度	5	4	6	13	1	9	5	2	1	2	2	4	54
令和3年度	3	6	8	6	10	6	3	3	3	2	1	5	56
平均	3.4	4.4	5.8	7.2	4.6	6.0	5.4	1.8	2.0	2.0	2.0	4.8	49.4

表-10

## 八尾地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	3	4	8	2	1	7	1	2	4	1	2	2	37
平成30年度	3	2	4	2	3	3	10	1	1	2	1	5	37
平成31年度	5	5	3	4	1	11	0	1	3	1	3	3	40
令和2年度	5	3	5	12	0	1	5	2	1	2	1	4	41
令和3年度	5	5	6	8	9	4	3	3	3	2	1	5	54
平均	4.2	3.8	5.2	5.6	2.8	5.2	3.8	1.8	2.4	1.6	1.6	3.8	41.8

表-11

## 関空島地域気象観測所

10mm以上の降雨日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	1	3	5	3	1	4	8	1	1	2	1	4	34
平成30年度	3	6	3	4	2	9	0	1	3	1	3	3	38
平成31年度	3	3	4	11	5	1	6	0	3	2	3	3	44
令和2年度	5	2	4	11	0	5	5	1	0	2	1	5	41
令和3年度	5	5	4	4	9	4	1	3	3	0	1	3	42
平均	3.4	3.8	4.0	6.6	3.4	4.6	4.0	1.2	2.0	1.4	1.8	3.6	39.8

## 8. 週休2日制工事における経費補正

### 1 発注者指定方式

労務費等に対して別表「労務費等の補正係数」のうち、現場閉所状況が4週8休の係数を乗じた補正を行い当初設計金額を算出する。ただし、4週8休（現場閉所率28.5%以上）の達成が見込まれない場合は、その達成状況に応じて4週7休及び4週6休の補正率により変更契約する。

なお、現場閉所率が21.4%未満の場合は、当該補正分を減額変更する。

### 2 受注者希望方式

受注者の取組状況に応じ、別表「労務費等の補正係数」を乗じて契約変更を行う。ただし、工事（現場）着手前に4週8休に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。

別表 労務費等の補正係数

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週8休 (28.5%以上)	4週7休 (25.0%以上28.5%未 満)	4週6休 (21.4%以上25.0%未 満)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

(現場閉所率) 対象期間内の現場休工日数÷対象期間内の日数×100 (%) (小数点2位切捨て)

※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人件費は、補正の対象としない。

※市場単価は、各工種毎に設定された補正係数により補正する。

※補正係数が設定されていない市場単価は、補正の対象としない（労務費や機械経費が区分できない見積単価等も同様とする）。

※土木工事標準単価は、現場閉所状況に応じた週休2日補正単価とする。

週休2日補正の計算

項目	内容
1	<p>補正について</p> <p>工事全般            ・「週休2日工事区分」            補正なし            4週6休以上4週7休未満            4週7休以上4週8休未満            4週8休以上</p>
2	<p>補正適用外について</p> <p>土木工事            ・工場製作工の下位に該当する体系            電気設備工事            ・工場製作工の下位に該当する体系            ・機器単体費に該当する体系            機械設備工事            ・製作工の下位に該当する体系            (製作工については、直接製作費とする)</p>
3	<p>直接工事費における週休2日の補正</p> <p>土木工事・電気設備工事・機械設備工事            【4週6休以上、4週7休未満】            ・労務費 1.01            ・機械経費(賃料) 1.01            【4週7休以上、4週8休未満】            ・労務費 1.03            ・機械経費(賃料) 1.03            【4週8休以上】            ・労務費 1.05            ・機械経費(賃料) 1.04</p> <p>補正後の単価は以下の通りに端数処理する。            労務単価 : 円止め(円未満切捨て)            機械経費(賃料) : 有効3桁止め(4桁目四捨五入)</p>
4 (欠番)	
5 (欠番)	
6	<p>直接工事費の補正式について</p> <p>労務費            ・労務単価 × 夜間割増 × 時間的制約割増 × 週休2日補正係数 = 補正後の労務単価 円止め(円未満切捨て)            (例)            労務単価 : 20,200            夜間割増 : 1.5            時間的制約割増 : 1.06            週休2日補正係数 : 1.05            [補正式] <math>20,200 \times 1.5 \times 1.06 \times 1.05 = 33,723.9 \dots 33,723</math> 円止め(円未満切捨て)</p> <p>機械経費(賃料)            ・機械賃料 × 週休2日補正係数 = 補正後の機械賃料 有効3桁止め(4桁目四捨五入)            (例)            機械賃料 : 8,200            週休2日補正係数 : 1.04            [補正式] <math>8,200 \times 1.04 = 8,528</math>  <math>= 8,530</math> 有効3桁止め(4桁目四捨五入)</p>

	項目	内容
7	直接工事費 (土木工事標準単価・市場単価)	<p>■土木工事標準単価 ・「週休2日工事区分」に応じた補正単価とする。</p> <p>■市場単価 ・堺市建設局週休2日制工事試行要領「市場単価の補正係数」に基づいた補正を行う。</p> <p>(補正係数による計算) 週休2日の補正後単価=(補正前単価×週休2日の補正係数)×(夜間作業等補正係数)</p> <p>(例:補正前単価が整数) 補正前単価 : 67 週休2日の補正係数 : 1.05 夜間作業等補正係数 : 1.5525 [補正式] <math>(67 \times 1.05) \times 1.5525</math> = 70.35 × 1.5525 ※小数点第3位切り捨て2位止め (補正前単価×週休2日の補正係数) = 109 ※円止め (円未満切捨て)</p>
8	間接工事費(共通仮設費)における週休2日の補正	<p>■工事全般</p> <p>【4週8休以上】 ・共通仮設費 1.04</p> <p>【4週7休以上、4週8休未満】 ・共通仮設費 1.03</p> <p>【4週6休以上、4週7休未満】 ・共通仮設費 1.02</p>
9	間接工事費(現場管理費)における週休2日の補正	<p>■工事全般</p> <p>【4週8休以上】 ・現場管理費 1.06</p> <p>【4週7休以上、4週8休未満】 ・現場管理費 1.04</p> <p>【4週6休以上、4週7休未満】 ・現場管理費 1.03</p>
10	間接工事費の補正式について	<p>■共通仮設費率(%)</p> <p>①補正前の率 = 現行の積算基準に基づいて対象額により算出された率 ②補正後の率 = ①補正前の率 × 施工地域補正係数 ※小数点第3位四捨五入2位止め ③週休2日補正後の率 = ②補正後の率 × 週休2日の補正係数 ※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>(例) 共通仮設費率 : 24.79% 施工地域補正係数 : 1.3 週休2日補正係数 : 1.04 [補正式] <math>24.79 \times 1.3 = 32.227</math> = 32.23 ※小数点2位止め(小数点第3位四捨五入) <math>32.23 \times 1.04 = 33.5192</math> = 33.52 ※小数点2位止め(小数点第3位四捨五入)</p> <p>■現場管理費率(%)</p> <p>①補正前の率 = 現行の積算基準に基づいて対象額により算出された率 ②補正後の率 = ①補正前の率×施工地域補正係数 + 砂防・地すべり工事補正值 ※小数点2位止め(小数点第3位四捨五入) ③週休2日補正後の率 = ②補正後の率×週休2日の補正係数 ※小数点2位止め(小数点第3位四捨五入)</p> <p>(例) 現場管理費率 : 56.77% 施工地域補正係数 : 1.1 砂防・地すべり工事補正值 : 2.0% 週休2日補正係数 : 1.05</p> <p>[補正式] <math>56.77 \times 1.1 + 2.0 = 64.447</math> = 64.45 ※小数点2位止め(小数点第3位四捨五入) <math>64.45 \times 1.05 = 67.6725</math> = 67.67 ※小数点2位止め(小数点第3位四捨五入)</p>